

公私立大学実験動物施設協議会顕彰規程

制定：平成 17 年 5 月 17 日
改正：平成 24 年 6 月 8 日

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、公私立大学実験動物施設協議会（以下「協議会」という。）会則（以下「会則」という。）第 25 条の規定により、協議会の運営又は協議会が行う事業の推進にあたり、多大な功労のあった団体又は個人に対し、協議会会長（以下「会長」という。）が顕彰するために定める。

(顕彰の定義)

第 2 条 この規程でいう顕彰とは、表彰及び感謝をいう。

(顕彰対象者)。

第 3 条 顕彰対象者は、この規程の趣旨に該当する以下の各号に定める者とする。

- (1) 表彰対象者：会則第 2 条及び第 4 条に定める会員又は代議員。
- (2) 感謝対象者：前号以外の者で、会長及び代議員が特に必要と認めた者。

(顕彰対象者の推薦及び選考)

第 4 条 顕彰対象者の推薦は、2 名以上の代議員が所定の様式（様式 1）により、会長に推薦する。

- 2 顕彰対象者は協議会役員会（以下「役員会」という。）において選考し、決定する。
- 3 会長は、顕彰対象者の氏名及び顕彰事由等について、会員に報告しなければならない。

(顕彰の方法)

第 5 条 顕彰は、原則として会長が協議会総会において、表彰状又は感謝状を授与してこれを行う。但し、会長が特に認めたときはこの限りでない。

- 2 会長は、表彰状又は感謝状に記念品等を添えることができる。
- 3 表彰状又は感謝状の文章等の書式については、その都度役員会において決定する。

(規程の改廃)

第 6 条 この規程の改廃は、総会の議を経て決定する。

附 則

- 1 この規程は、平成 17 年 5 月 17 日より施行する。
- 2 この規程は、平成 24 年 6 月 8 日より施行する。

様式 1

平成 年 月 日

顕彰推薦書

公私立大学実験動物施設協議会会長殿

代議員 氏名

㊟

㊟

㊟

下記の者を顕彰該当者として推薦致します。

該当者の所属・氏名 (団体にあつては団体名)	
住 所	〒 - TEL - - FAX - - e-mail:
推薦事由	

※以下の欄には記入しないでください。

受付番号	受理年月日	当該顕彰
	年 月 日	<input type="checkbox"/> 表彰 <input type="checkbox"/> 感謝